

小金井市小規模事業者持続化サポート補助金

申請要領

小金井市内の小規模事業者が国の「小規模事業者持続化補助金」を活用して販路開拓等に取り組む際に要する経費の一部を補助します。

【受付期間】

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

【ホームページ】

https://www.city.koganei.lg.jp/kurashi/sangyou_rousei/chushokigyo/sapotohojokin.html

申請書等はここからダウンロードできます。



小金井市小規模事業者持続化サポート補助金とは

小金井市内の小規模事業者が国の「小規模事業者持続化補助金」を活用して販路開拓等に取り組む際に要する経費の一部を市が補助します。

1. 給付対象者（以下の要件をすべて満たす者）

(1) 小規模事業者である法人または個人事業主

業種	常時使用する従業員の数
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

※分類方法及び補助対象者等については、国の小規模事業者持続化補助金に準じます。

(2) 申請日現在、法人にあっては事業所の所在地が、個人にあっては主たる事業所の所在地又は住所が市内にあり、引き続き事業を継続していること

注1：倉庫、社宅、駐車場等、物の生産や販売、サービスの提供が従業員と設備を有して継続的に行われていない場所は、事業所には該当しません。

(3) 小金井市税の納税義務者であって、申請日以前に納期が到来している市税に滞納がないこと（徴収猶予がされている場合又は分割納付の誓約がされており、履行が確実に行われている場合を除く。）。

(4) すでに国の小規模事業者持続化補助金（※）の交付確定を受けていること。

※ 国の小規模事業者持続化補助金は、以下の交付規程に基づくものが対象。

ア 令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金＜一般型＞交付規程（2020年3月10日制定）

イ 令和元年度補正予算・令和3年度補正予算小規模事業者持続化補助金＜一般型＞交付規程（2022年3月22日制定）

ウ 令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞交付規程（2021年3月31日制定）

エ 令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞交付規程（令和2年規程令2第10号）

オ 小規模事業者持続化補助金＜一般型＞交付規程（2023年3月3日制定）

カ 小規模事業者持続化補助金＜一般型＞交付規程（2023年9月12日制定）

キ 小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞交付規程（2025年4月25日制定）

(5) 次のいずれにも該当しないこと

ア 小金井市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係者及びそれらと密接な関係を有する者

イ 事業を行うにあたって必要な許認可等の届出を行っていない者

ウ その他市長が適当でないと認める者

2. 給付額

給付額の算出方法は、補助対象経費から国の小規模事業者持続化補助金と補助対象事業完了までに直接生じた収益金の額を差し引いた額の2分の1（千円未満の端数金額は切り捨て）または補助上限額のうちいずれか低い方。なお、補助上限額は以下の表に定めるとおり。

1 事業者当たりの上限額

区分		補助上限額
一般型	通常枠	12万5千円（※1）
	賃金引上げ枠	50万円
	卒業枠	50万円
	後継者支援枠	50万円
	創業枠	50万円
	インボイス枠	25万円
	インボイス・賃金引上げ枠	62万5千円
低感染リスク型ビジネス枠		16万6千円
コロナ特別対応型	A類	25万円
	B類	16万6千円
	C類	16万6千円

※1 国の小規模事業者持続化補助金において、補助上限額が100万円に引き上げられた事業者においては、上限額が25万円に引き上がります。

※2 「事業再開枠」については対象外となります。そのため、補助対象経費及び国の小規模事業者持続化補助金の額は「事業再開枠」を除いた額にてご申請ください。

3. 提出書類（以下の(1)~(4)の全ての書類と必要に応じて(5)の書類を提出してください。

(1) 小金井市小規模事業者持続化サポート補助金交付申請書兼請求書（市指定様式）

(2) 小規模事業者持続化補助金に係る補助金実績報告書の写し

※ 添付書類（支出内訳書、経費支出管理表等）も併せてご提出ください。

(3) 小規模事業者持続化補助金に係る補助金確定通知書の写し

(4) 補助金を振り込む口座の情報が確認できる書類（通帳の写し等）

(5) 創業後確定申告時期が未到来の場合

【法人の場合】

- ・法人設立・設置届出書の写し
- ・履歴事項全部証明書の写し

【個人事業主の場合】

- ・個人事業の開業・廃業等届出書の写し（※）
- ・営業に関する許認可証等の写し

※ 令和6年12月31日以前に提出したものである場合には、税務署収受印が押印されているものをご提出ください。

4. 申請方法

提出書類一式を、下記送付先まで郵送にて送付してください。

送付先) 〒184-8504

小金井市本町6-6-3 小金井市市民部経済課「小金井市小規模事業者持続化サポート補助金」宛

- ・申請書受領後、書類の審査を経て、1か月程度で指定口座に振り込みます。ただし、審査の状況により振り込みまで時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・給付の可否について、申請者宛てに通知を送付します。
- ・申請書は経済課（第二庁舎4階）等で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

5. 申請受付期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6. 問合せ先

小金井市市民部経済課産業振興係 電話042-387-9831（平日8：30～17：00）